二、会計は、会長が指名し、理事会及び評議員会の議を経て選任する。
三、監事は、収入及び支出の決算を監視し、定期総会において監査報告をしなければならない。
第五十一条(重要な資産の処分)
本会の重要な資産は、総会において出席した正会員の三分の二以上の同意がなければ処分することができない。
第五十二条(会費)
一、会員は、会費ないし賛助費を本会に納めなければならない。
ただし、団体にて加盟している場合には、当該団体を構成する会員の名簿を添付しなければならない。
二、会費は当該年度分を同年度の九月末日までに納めるものとし、その額は規程に定めるところによる。

第十二章　改正

第五十三条
この会則の改正は、総会において出席した正会員の三分の二以上の賛成をもって議決しなければならない。この場合において、代理人をもって議決権を行使する正会員も総会に出席したものとみなす。

附則
一、この会則は、平成十八年六月一日から施行する。
二、この会則施行のため、全国曹洞宗青年会会則(昭和五十年十一月二十六日施行)は改正され、効力を失う。

全国曹洞宗青年会会費に関する規程

第一条(目的)
本会の会費及び賛助費については、本会会則第五十二条に基づき、この規程によって行う。
第二条(会費)
一、本会の会費は、年会費一、〇〇〇円とする。ただし、団体にて加盟している場合は、一会員あたり年会費五〇〇円とし、当該加盟団体はその当該年度の会員数分の年会費を納入する。
二、前項の会費には「そうせい」購読料四回分を含むものとする。
第三条(賛助費)
一、賛助費とは本会の目的または活動に賛同し納入された金員をいう。
二、前項の賛助費の額は、納入者の任意額とする。
第四条(規則)
一、この規程の施行に必要なその他の事項は、規則をもって定める。
二、規則は、理事会の議を経てこれを定める。

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。

全国曹洞宗青年会執行部の選考に関する規程

第一条(目的)
本会の会長及び副会長の選考は、公平及び中立を旨として、本会会則第三十七条第二項に基づき、この規程によって行う。
第二条(選考委員会)
一、本会は、会長候補者及び副会長候補者の選考を行うため、選考委員会を組織する。
二、選考委員会は、管区理事及び会長をもって構成する。
三、選考委員の任期は各期初年度定期総会終了時より会長候補者及び副会長候補者が選任されるまでとする。
四、選考委員が欠けた場合は、当該管区から補欠選任する。その任期は前任者の残任期間とする。
五、選考委員会の委員は、その委員会において知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。
第三条(選考委員会委員長及び副委員長)
一、選考委員会に委員長一名及び副委員長若干名を置く。
二、委員長及び副委員長は委員の互選による。
第四条(選考委員会の職務)
一、選考委員会は次期会長候補者及び副会長候補者の届出の諸手続を定める。
二、前項の諸手続は、当該年度の二月一日まで公報する。
第五条(選考委員会の招集)
一、選考委員会は委員長が招集する。
二、選考委員会の会議は、委員三分の二以上出席しなければならない。
三、選考委員会の議事は出席委員の三分の二をもって決する。
第六条(委員の立候補及び推薦の禁止)
選考委員会の委員は、会長または副会長の候補者若しくはその推薦人となることはできない。
第七条(会長候補者の選考と資格)
一、会長候補者となろうとする者は、本会会則第八条に定める正会員の中から就任年度四月一日に満三十九歳以下の者より選考する。
二、前項の者は、各管区曹洞宗青年会代表者及び所属青年会代表者の推薦状を添付した申出書を、選考委員長に届け出なければならない。
三、選考委員会は、前項の候補者の中から次期会長候補者を一名選考する。選考の手続は第五条に定めるところによる。
第八条(副会長候補者の選考)
一、副会長候補者は会長候補者選出後に選考する。
二、副会長候補者の選考は、選考委員会と次期会長候補者が協議のうえ選出する。
三、副会長候補者選考の手続は第五条に定めるところによる。ただし、次期会長候補者は議決権を有しない。
第九条(執行部の資格)
執行部の構成員となろうとする者は、本会会則第八条に定める正会員の中から就任年度四月一日に満三十九歳以下の者でなければならない。
第十条(規則)
一、この規程の施行に必要なその他の事項は、規則をもって定める。
二、規則は、理事会の議を経てこれを定める。
第十一条(準用事項)
本会会則第四十三条(委員会の職務)の規定は、選考委員会にて準用する。

附　則
本規程は平成十九年十一月二十六日から施行する。

全国曹洞宗青年会基金運用規程

第一条(目的)
一、本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として全国曹洞宗青年会基金(以下「基金」という。)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添菜、賛助金、事業等の臨時収入の積立金をいう、その種類は次のとおりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金
第三条(基金の運用)
一、基金の運用は理事会の審議を経て決定するものとし、運用計画及び運用結果は、当該会計年度ごとに、会長が総会及び評議員会に報告しなければならない。
二、基金の運用は、原則として、ボランティア事業、周年事業、または本会の資産となるもののために行うものとする。ただし、基金から生じた果実については、これを経常費とすることを妨げない。
第四条(基金の取り崩し)
一、基金を取り崩し一般会計ないし他の特別会計に充当するには、評議員会の審議を経て決定し、総会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合には理事会の審議を経て決定することができる。
二、基金の取り崩し及び充当については、会計年度ごとに会長が総会及び評議員会に報告しなければならない。
第五条(規則)
一、この規程の施行に必要なその他の事項は、規則をもって定める。
二、規則は、理事会の議を経てこれを定める。

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。

全国曹洞宗青年会議事運営規程

第一章　総則

第一条(目的)
この規程は、会則に基づき、総会、評議員会及び理事会における議事の進行を円滑にすることを目的とする。

第二章　議長

第二条(議長)
総会、評議員会及び理事会(以下「各会議」という。)の議長は、会則第十七条第一項の定める者とする。
第三条(議長の職務)
一、議長は、各会議において公平な立場に立ち、その秩序を保持し、議事を整理する。
二、議長は、本規程に定めるほか、議事の進行に関して以下の行為を行う。
① 定足数及び議決方法など議事の進行ないし審議に関する説明
② 審議事項及び進行次第に関する説明
③ 議事録作成人の指名
④ 議事録署名人の指名
第四条(定足数)
一、評議員会又は理事会の開会時刻を経過しても、なお会則に定める定足数に達しないときは、議長は開会時刻の延期または流会を宣言することができる。
二、評議員会又は理事会の審議中に会則に定める定足数を欠くおそれのあるときは、議長は休憩若しくは流会を宣言することができる。

第三章　議案

第五条(議案)
各会議における議案、修正案又は動議の提出者は、当該会議の構成員でなければならない。
第六条(修正案)
一、議案について修正案を提出しようとする者は、他の出席者一名以上(但し、委任状による出席を除く。)の賛成を得て修正案を議長に提出し、その趣旨を説明しなければならない。
二、議案について修正案が提出されたときは、議長は、修正案をまず採決しなければならない。
三、同一議案について、数個の修正案が提出された場合は、議長が、採決の順序を決める。
四、修正案が全て否決されたときは、原案について採決しなければならない。
第七条(動議)
一、この規程において「動議」とは、会議中に出席者から出された、予定された議案又は修正案以外の議題をいう。
二、動議を提出しようとする者は、他の出席者の三名以上(但し、委任状による出席を除く。)の賛成を得て動議を議長に提出し、その趣旨を説明しなければならない。
三、動議が提出されたときは、議長が、議案ないし修正案との採決の順序を決める。
第八条(議案等の説明)
各会議における議案、修正案及び動議の提出者は、当該会議の出席者に対し、提案の趣旨を記載した書面を配布して同趣旨を説明しなければならない。

第四章　議事の進行

第九条(進行次第の変更等)
議長が必要と認めたとき又は動議が提出されたときは、議長は、当該会議の議決を経て進行次第を変更することができる。
第十条(会議時間の延長等)
一、議長は、会議の予定時間内に進行次第における全ての議案の審議が終了しなかった場合は、当該会議の議決を経て、会議時間を延長し又は後日に延期することができる。
二、前項の場合において会議を後日に延期したときは、審議が終了しなかった議案を最優先して審議しなければならない。

第五章　採決

第十三条(総会における採決)
総会における採決については、会則第十八条二項に定める議決権の行使を以下のとおり定める。
一、正会員は、代理人をもって、その議決権を行使することができる。
二、前項の場合、代理人は、その所属青年会の正会員に限り、その代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
三、前項の代理人は、所属青年会の正会員に限り、また一名で二十名を超える正会員を代理することができない。
四、第二項の代理権を証する書面は、その所属青年会の会長の認証を受けたものでなければならない。
五、第二項の代理権を証する書面の記載内容については、別途規則に定めるところによる。
第十四条(採決方法)
一、議長は、採決の際に、採決を行う旨及び採決方法を告げなければならない。
二、前項の採決方法は、次のいずれかによらなければならない。
なお、採決方法の選択は議長の裁量による。
① 挙手
② 起立
③ 記名投票
④ 無記名投票

第六章　議事録

第十五条(議事録の作成)
一、各会議の議事については、議長から指名された議事録作成人によって議事録を作成し、議長及び当該会議の出席者一名以上が、これに署名押印して本会に保存しなければならない。
二、議事録は、議事について忠実に記載されなければならない。
三、議事録は、作成後その記載内容を変更することはできない。但し、誤字脱字の加除訂正についてはこの限りではない。
四、正会員は、いつでも各会議の議事録を閲覧し、謄写することができる。

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。

全国曹洞宗青年会委員会通則に関する規程

第一条(目的)
この規程は、本会会則第四十二条に基づき、本会における各種委員会の運営の通則を定めるものである。
ただし、各種委員会の規則において、別段の定めをすることを妨げない。
第二条(名称、目的等の定め)
委員会の名称、目的、組織、職務及び定数は、理事会の議を経て評議員会でこれを定める。
第三条(組織)
一、委員会は、委員長一名のほか、委員若干名をもって構成する。
二、委員長は、理事会が指名し、評議員会の議を経て選任する。
三、委員は、正会員の中から委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任命する。
四、各委員会は、必要があると認めるときは、副委員長若干名を置くことができる。
副委員長は、委員が互選する。
五、委員の任期は一期二年間とする。ただし、再任を妨げない。
第四条(招集)
委員会は委員長が招集する。ただし、委員長が選任されるまでは会長が招集する。
第五条(職務)
一、委員長は、委員会を主宰する。
二、副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、委員長の職務を行う。
三、副委員長が委員長の職務を行う順位は、副委員長の協議による。
第六条(議決)
委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
第七条(議事録)
委員会の議事については議事録を作り、出席した委員長及び委員一名が署名押印して、本会に保存するものとする。
第八条(資料の保管)
一、本会における各種委員会活動を通じて作成し、その所有権が本会に帰属する布教資料については、その保存及び管理は本会が行い、これを各種委員会及び事務局に委託することができる。
二、前項の布教資料における個人情報に関しては、各種委員会及び事務局がその責任において適切に管理する。

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。